

令和4年広審第5号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和3年6月20日11時00分

岡山県犬島北方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 遊漁船A

モーターボートB

登録長	10.12メートル	5.38メートル
機関の種類	ディーゼル機関	電気点火機関
出力	209キロワット	44キロワット

3 事実の経過

Aは、平成12年10月に進水した、船体中央部に操舵室を、同室前部下方に船室を設け、操舵室右舷前部に舵輪、機関操縦装置等を組み込んだコンソールパネルを、同パネル後方に操縦席を備えた、最大搭載人員が旅客10人及び船員1人の、レーダーを装備していない、総トン数5トン未満のFRP製遊漁船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客7人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.5メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、令和3年6月20日05時50分岡山港内の旭川河口部左岸に設けられた船溜まりを発し、岡山水道を東行して犬島西方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、06時10分前示釣り場に到着し、犬島西方沖合で遊漁を続けて釣果を得たのち、更に釣果を求めて移動することとし、操縦席に腰を掛け、釣り客4人を前部甲板に、釣り客3人を後部甲板に配置し、10時53分僅か過ぎ犬島港2号防波堤灯台（以下「犬島灯台」という。）から228度（真方位、以下同じ。）1,350メートルの地点を発進し、同島北方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、岡山県犬ノ島と犬島間の水道を北上し、10時58分半僅か過ぎ犬島灯台から298度450メートルの地点に至って、針路を同島北方沖合の釣り場に向く271度に定め、8.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

針路を定めたとき、a受審人は、正船首350メートルのところにBを視認することができ、同船が、錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示していた上、船首が西方に向首してほとんど移動しない

様子から、錨泊中であることが分かり、その後Bに向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、前路を一見して付近に他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、釣り場を表示させたGPSプロッター画面を見ながら続航した。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく進行し、11時00分犬島灯台から287度800メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首部が、Bの左舷船尾部に後方からほぼ平行に衝突して乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の南風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、平成5年9月に進水した、無蓋の操縦スタンドを船体中央部右舷寄りに設けた、最大搭載人員が旅客5人及び船員1人の、レーダーを装備していない、総トン数5トン未満のFRP製モーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.4メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じないまま、令和3年6月20日07時30分水門湾の係留地を発し、岡山水道を東行して犬島北方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、07時50分前示衝突地点付近の釣り場に到着し、長さ約1.5メートルの鎖を連結した総重量が約15キログラムとなる、三爪錨を水深約15メートルの海中に投じ、鎖に取り付けた直径12ミリメートル長さ50メートルの合成繊維製錨索のうち約18メートルを延出して船首部に係止した後、操縦スタンド付近に立てた約3メートルの釣り竿に錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示し、機関を停止して錨泊を開始し、自身が操縦スタンド後方に、知人1人

が船首甲板にそれぞれ移動して釣りを始めた。

b受審人は、10時58分半僅か過ぎ衝突地点で、270度に向首していたとき、ほぼ正船尾350メートルのところに、Aを視認することができ、その後同船が自船に向かって衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の他船が錨泊中の自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、Aに対して注意喚起信号を行うことも、更に接近しても、錨索を延出して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続けた。

こうして、b受審人は、釣りをしながら昼食の準備を終えたところで船尾方至近に迫ったAを認め、同船に対して慌てて手を振ったものの、効なく、Bは、270度に向首して錨泊中、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部に修理を要さない擦過傷等を生じ、Bは、船尾部及び操舵スタンドが圧壊し、後に解体処分された。

また、b受審人及びBの同乗者は、海上に投げ出されていたところを同受審人がAに、同乗者が他の小型船舶にそれぞれ救助されたが、b受審人が全身打撲、肋骨骨折等を、同乗者が左肋骨骨折を負った。

(航法の適用)

本件は、犬島北方沖合において、航行中のAと錨泊中のBとが衝突したものである。

衝突地点付近の海域には特別法である海上交通安全法及び港則法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法を適用することとなるが、同法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶との間に衝突のおそれが生じた場合の航法規定がないことから、本件は、海上衝突予防法第38条

及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、犬島北方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、錨泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、犬島北方沖合において、釣り場に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、前路を一見して付近に他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で錨泊中のBに気付かず、同船を避けないまま進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b 受審人及びBの同乗者を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、犬島北方沖合において、釣りをしながら錨泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中の他船が錨泊中の自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向かって衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かないまま錨泊を続けて同船との衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Bの同乗者を負傷させ、自身も負傷するに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年9月6日

広島地方海難審判所

審判官 濱 田 真 人